

市民福祉委員会記録

1 日 時 令和5年12月18日(月)
午前 9時59分 開会
午前11時59分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	白川 誉	副委員長	河内 優子
委員	伊藤 義男	委員	小野 志保
委員	合田 晋一郎	委員	小野 辰夫
委員	藤原 雅彦	委員	大條 雅久
委員	仙波 憲一		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

副市長	原 一之		
・福祉部			
部長	古川 哲久	総括次長(地域福祉課長)	久枝 庄三
介護福祉課長	宇野 和彦	健康政策課長	佐々木 正子
国保課長	真鍋 達也	介護福祉課主幹	村尾 裕
地域福祉課主幹	村上 美香		
・福祉部こども局			
局長	沢田 友子	子育て支援課長	矢野 佳美
こども保育課長	正岡 大典		
・市民環境部			
部長	長井 秀旗	総括次長(地域コミュニティ課長)	藤田 清純
男女参画・市民相談課長	安藤 寛和	市民課長	伊藤 伸明
市民課主幹	近藤 美由紀		
・市民環境部環境エネルギー局			
局長	松木 伸	環境衛生課長	高畑 孝智
・消防本部			
消防長	高橋 裕二	総括次長(消防総務課長)	後田 武
予防課長	高橋 茂雅		
・参考人			
陳情第6号陳情者			

6 委員外議員

加藤 昌延 片平 恵美 井谷 幸恵

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 山本知輝 議事課長 徳永易丈
議事課主事 田辺和之

8 本日の会議に付した事件

(1) 付託案件審査

議案第59号 新居浜市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第60号 新居浜市障がい者福祉センターの指定管理者の指定について

議案第61号 新居浜市立女性総合センターの指定管理者の指定について

議案第67号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 新居浜市公営葬儀条例を廃止する条例の制定について

議案第73号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

議案第74号 令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

請願第5号 健康保険証の廃止を中止し、存続を求める意見書の提出方について

請願第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出方について

請願第8号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助について

陳情第6号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出方について

(2) 委員会提出の意見書について

(3) 市民との意見交換会について

8 会議の概要

○ 開会 午前9時59分

●白川委員長：〈開会挨拶〉

○原副市長：〈挨拶〉

(1) 付託案件審査

◎福祉部関係

◇議案第59号 新居浜市総合福祉センターの指定管理者の指定について

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：〈説明〉

〈質疑〉 なし

〈討論〉 なし

〈採決〉 全会一致 原案可決

◇議案第60号 新居浜市障がい者福祉センターの指定管理者の指定について

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：〈説明〉

<質 疑> なし
<討 論> なし
<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第69号 新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

○正岡こども保育課長：<説明>

<質 疑>

●大條委員：関連事項で、とても密接なので教えていただきたいのだが、現在建設中の新しい私立の金子保育園、完成見込みとあわせて、園児の募集については、どういう状況なのか。

○正岡こども保育課長：まず、現在建設中の私立の金子保育園の完成予定について、現在令和6年2月末を完成予定としており、工事は順調に進捗している。2点目、来年度の新金子保育園の募集状況については、定員120名の園を整備しているが、今現在で、現在の公立の金子保育園に通っているお子さんも含めて、全てで115名の入所申し込みを受け付けている。

●大條委員：保育士さん等スタッフの雇用状況は決まっているのか。

○正岡こども保育課長：今、はびねす福祉会の方で、スタッフはそろっている状態。来年度4月から働く方を含めて、受入体制は整っていると伺っている。

●大條委員：もう採用が決まった職員数や、まだ募集をしている点などがあるのかという趣旨だったのだが。

○正岡こども保育課長：スタッフの詳細な人数までは把握していないが、定員120名を受入れる体制での人員を確保し、現在もまだ募集は継続していると聞いている。

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第70号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○真鍋国保課長：<説明>

<質 疑> なし

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第73号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：<説明>

<質 疑>

●藤原委員：こども食堂開催支援事業費について、最大で10万円補助ということだが、現段階で市内にいくつこども食堂が開催されているのか。また、上限が10万円なので、その範囲の支給だと思う。最大の支給額と、最小の支給額がわかれば教えてほしい。

○矢野子育て支援課長：こども食堂は10月時点で11か所あると市で把握している。ただ、このうち8か所は運営を継続しているが、残りは休止中と伺っている。補助については4月以降に購入いただいたもの、これから購入を検討しているものなどに対する実績の補助という形になる。事前に聞き取りをしている中では、備品で、例えばスライサーを購入するとか、細かい食器類をそろえたいとか、もしくは買っているものに対して充てたいとかというご相談をいただいております、そのような個別の事情に応じた内容で10万円の範囲内で対応したいと考えている。

●仙波委員：地域型保育事業の負担金の対象はどこか。

○正岡こども保育課長：市内の地域型保育事業所は、かがやきぷらす保育園、かがやき保育園、ひまわり乳児園、ぽこ・あ・ぽこ保育園、こども園みるみるの5か所ある。

●仙波委員：私立だけということか。

○正岡こども保育課長：はい。

●大條委員：子ども医療助成費6,945万9,000円の補正で、合計が3億いくらかなっているが、小学生、中学生、高校生、年齢層ごとの内訳と、科目の内訳、どういう治療目的だったのか、風邪なのか、インフルなのか、発熱なのか、他のけがなのかという内訳はどのように把握しているのか。

○矢野子育て支援課長：まず金額の内訳について、約2,000万円に関しては高校生の医療費、残りの4,877万円が小中学生の医療費の不足分。また、科目については、国保からの実績になるが、小中学生では一番件数が多いのは歯科、続いて内科、3番目が耳鼻科皮膚科となっている。高校生は内科が1位、内科のため、風邪などもここに入ってくる。2位が歯科、3位が皮膚科である。次に、医療費ベースになると、小中学生、高校生いずれも、内科が一番、いわゆるインフルエンザなどの感染症であったり、風邪であったり、内科系の疾病が一番金額的には多いと分析している。

●小野志保委員：こども食堂について、補助対象の消耗品と備品に食料品は含まれるのか。

○矢野子育て支援課長：今回の対象は国の補助の事業で、消耗品とは運営の経費となる。運営にかかる経費には通信費なども含まれる。それに加えて実際に使う冷蔵庫などの備品が対象となるため、人件費は対象外で、食料品は運営経費の中に入れて対象となる。

*後刻一括採決

◇議案第74号 令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○久枝福祉部総括次長（地域福祉課長）：＜説明＞

＜質 疑＞ なし

＜討 論＞ なし

＜採 決＞ 全会一致 原案可決

休憩 午前10時27分／再開 午前10時35分

◇請願第8号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助について

＜意見・討論＞

●伊藤委員：地域コミュニティにおいて、人と人の会話が一番重要になるが、超高齢化社会においては、この加齢性難聴者のコミュニティ参加に問題が生じてくるものと思われる。実際に私も地域コミュニティにおいて、会話が聞き取れていないため、コミュニケーションがとりづらいという経験をしている。災害時には重要な情報を聞き間違えたり、聞こえなかったりして、二次災害に遭う可能性も考えられる。また避難所のコミュニティでも聞こえないため、様々な問題も発生すると思う。ただ、現在の市の財政状況を考えると、対象者全員に補助をすることは難しいと思うが、所得制限や一部負担などを行うことを協議することも必要だと思うため、採択をお願いする。

●藤原委員：令和3年9月議会に、難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の拡大を求める意見書を新居浜市議会として国に提出した。趣旨としては、子供から高齢者まであらゆる世代の難聴者に対する全国統一の福祉サービス制度を創設することを国に求めている。現在補聴器購入への公的補助を行っている自治体では、対象年齢を18歳以上、50歳以上、65歳以上とあり、高齢者に限定するのではなく、全世代を対象になりつつあるようである。このことから、加齢性難聴者と限定するのではなく、全ての世

代での対応が求められているのではないか。しかし、今議会で、加齢性難聴者の補聴器購入補助制度の質問に対し、制度開始には多額の予算を確保しなければならない、現在の新居浜市の財政状況では困難であるとの答弁があった。全国的に補助対象年齢の拡大や、新居浜市として財源的に困難な状況であることや、先ほど述べた新居浜市議会として国に提出した意見書に基づき、今回提出された難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の拡大を求める請願に対しては、不採択で願います。

<採 決> 賛成少数 不採択

休憩 午前10時48分／再開 午前10時49分

◇陳情第6号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出方について

<参考人の説明>

○参考人：この度、パンデミック条約及びIHR国際保健規則改定について、深い危機感と関心を持っていただき、また私をこの場に招致していただいたことに感謝する。今回私がこの陳情を提出した経緯を説明する。3年前より始まったコロナパンデミックも、5類移行が決まり終えんを迎えた。しかし、この騒動によって社会には多くの弊害が現れ、また、実際にその被害に遭った方も少なくない。特に人類初の遺伝子ワクチンは、当時治験未完了だったにもかかわらず、安心、安全、効果は十分というメリットのみが強調され、デメリットについてはほとんど触れられない形で、国民への接種が推し進められた。その結果、これまで2,000件超のワクチンによる死亡及び4万件弱のワクチンによる健康被害が厚労省より報告されている。予防接種健康被害救済制度認定の観点からも、コロナワクチンによる死亡認定数は過去45年間のコロナワクチン以外のすべてのワクチンによる累計死亡認定数の2倍超となっており、過去最大の薬害と言っても過言ではない状況となっている。このように、メッセンジャーRNAワクチンの安全性については大きな疑問が残る状況であり、いまだに検証中であるにもかかわらず、世界の中でも、日本だけが7回ものメッセンジャーRNAワクチン接種を推し進めた。また、第一三共やMeiji Seikaファルマから新たなメッセンジャーRNA開発され、先日厚労省より薬事法上の承認を受けている。さらに今般、陳情書に記載した通り、WHOがパンデミック条約交渉及びIHR国際保健規則改定の議論を進行させており、このことは国民に一切周知されていない。国際保健規則改定については、ウェブ上に掲載されており、確認いただければわかるが、300か所以上の訂正を加えており、ほぼ全面改定となっている。これらの名目はWHOの感染対策を強化、円滑化するということだが、実際の趣旨は、WHOからの加盟国への勧告に法的拘束力を持たせる、つまりWHOの権限を、国家主権を超える強力なものとすることや、基本的人権を守るといった項目が削除されるなど、国民が憲法で保障されているような重要な権利を無視した全体主義的な指示をWHOが下せるようになることを意味する案文が散見される。これにより、例えば、治験が完了していないメッセンジャーRNAワクチンを加盟国国民は、WHOから感染対策として指示されれば、強制的に接種しなければならないような事態が起こってしまう可能性も考えられる。今後は来年2024年5月31日に世界保健総会が開催され、そこで過半数以上の賛成が得られれば、国際保健規則改定は可決され、3分の2の賛成でパンデミック条約が可決されることとなる。これほど時期が差し迫り、国民の基本的人権などに影響を及ぼす可能性のある重大な議論が、WHOで進行しているにもかかわらず、我々国民にはこれまで全く周知されず、情報の透明化も行われているとは思えない。以上述べてきたような、WHOの動きに対し、賛否両論様々な考え方があっても事実であるとは思いますが、民主的な世の中を実現する意味においては、まずは少なくとも議論の周知と透明化が絶対必要であると考え、このような陳情をさせていただくに至った。最後に余談になると思うが、私の子や孫に知ら

なかったでは済まされないと強く感じている。よろしく願います。

<参考人への質疑>

●伊藤委員：基本的人権を守るという項目が削除されるなど、国民が憲法で保障されているような重要な権利を無視した全体主義的な支持をWHOが下せるようになることを意味する案文が散見されるが、先ほど説明でもワクチンの強制接種の事例について説明していたが、その他に参考人が可能性として考えていること、また危惧していることはあるか。

○参考人：3年前のパンデミックで、まず中国の感染対策で国民の動きを完全に規制していたのを見た。また、ニュージーランドでは感染者を強制的に隔離し、ワクチン接種も義務化する政策を行っていた。また、カナダではワクチン未接種のトラック運転手の移動を規制したり、トラック運転手たちの交流活動をテロ活動だというふうに認定して、銀行口座を凍結したり、トラックを没収したりするような非人道的な制裁を行っていた。このように、私たちが海外で起こっているこれらの恐ろしいなと思って見ていたものが、我が国でも起こり得ることとして危惧している。

●合田委員：情報開示について、外務省とか、厚生労働省の中では、適時、情報は公開されているのかなと思うが、今公開されている部分では不十分という認識だとは思いますが、本陳情にある、わかりやすく国民にとというのは、具体的にどこまでの情報開示を必要とするのか。

○参考人：WHOが今議論を進めていることが、ウェブ上では記載され、今までは英文だったのが、ようやく日本語になったような状態で、まだ私の周りでも、高齢者とか、全然そういうこと疎い方は、全くそれを見ていないので、陰謀論みたいな形で扱われるが、実際にはそのウェブ情報がきちんとされており、民間で立ち上げたWCH JAPANで、超党派とか有識者の方とか、医者の方とかが集まって、そういうものをされていることを、もう少しわかりやすく、小学生でもわかるような説明を政治家の方たち、市議員の方々がもう少し広く、周知するような状況を作っていただきたいと思っている。

●小野辰夫委員：基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されるとは具体的にどのようなことを懸念されているのか。

○参考人：ワクチンを打つときに、今は基本的人権で守られているため、例えば体調が悪いから打てないとか、自分はアナフィラキシーを持っているからワクチンは合わないということが通るが、そういうことが通らなくなり、個人的な選択ができないという状況が起こってくる。また、国際保健規則改正の中には、ワクチンパスポートというのが入っている。パスポートを持っていない、その中に何回ワクチン打ったとか、そういうものがきちんとできていなかったら店には入れないとか、そういう状況が世界では今まで起こっていたため、そういう状況を私も見てきたのが、これはこのまま我が国も起こってくる出来事ではないかと懸念している。

●河内委員：保険政策に関する国家主権の侵害とは具体的にどのようなことを懸念しているのか。

○参考人：まず、今の政府が決めるということではできないと思う。WHOが上にくるため、WHOが決めたこと、例えばスペインの方でパンデミックが発生したが、日本、新居浜では何も起こっていないのに、WHOにパンデミックと言われたら、全員がワクチンを打たないといけないとか、隔離させられるとか、そういうことも起きてくるのではと思う。

●藤原委員：先ほどアナフィラキシーでも打つ強制力が発生するという可能性の話があったが、基本的には医学的にも認められているし、必ずアナフィラキシーが起きた場合、可能性のある人にはわかるが、今までコロナのワクチンでそういった事例があったのか。

○参考人：今日本は基本的人権もが守られているし、人それぞれで打つ、打たないを決めることができる。もしこのWHOのパンデミック条約とIHRが決まってしまうと、これは本人の選択ができなくなるという懸念がある。

●藤原委員：先ほど言ったように、アナフィラキシーを持っている方はわかるため、そういった人たちにも打てと強制するの私は殺人罪になってくるような気がする。そこまでのことが、法律として明文化される強制力があるというふうには思えない。話を変えるが、陳情の中にあるウェブサイトには先ほど和訳が出ているということだったが、現段階ではそのWHOの英文が和訳されているという話があったが、この和訳しているところは、公的機関、第三者が和訳したものなのか。

○参考人：外務省である。ウェブサイトで見られる。

●合田委員：国際人権規約がなくなるわけではないという認識でおり、今回の改正によってそれが侵されることはなく、それは守られているのではと思うが。

○参考人：国民にそういうところも全部周知されることによって、誤情報とか、疑いとかそういうものがなくなるため、少なくとも政府の方には、国民全員がそういう疑念や、疑いなどを持たなくても済むように、こういうものは、ちゃんと主権は守られますよとか、基本的人権は守られるから大丈夫ですよというものを出して欲しい。

●合田委員：第7回政府間交渉会議の中で、合意がWHOの主権を譲り渡すという誤った主張をはじめとして、パンデミック協定交渉に向けられた多くのフェイクニュース、偽情報、誤報がもたらされているという危惧を、事務局長の方から提起されたと言われたが、このことに対して見解があれば。

○参考人：事務局長テドロスさんの意見の中で誤情報というのはあるということ、私も目にしたが、裏付けが全くない。その裏付けに対しては言及されてないと思う。何をもって誤情報というのか、実際に国際保健規則改正定案を見れば、基本的人権は削除されており、これまで勧告レベルであった各国への保健措置は義務化され、ワクチンパスポートや国民の関監視にも触れられているというのは事実である。

●大條委員：パンデミック条約の政府間交渉会議の議長がオランダと南アフリカの方が協同でされている。副議長にブラジル、エジプト、タイ、日本の方が入って、日本の副議長をされている田口さんが、個人的にではなく、政府の代表として参加している状況について、定期的に報告を出している。そういったものを含めて、発信が足りないとおっしゃりたいのか。

○参考人：国際保健規則改正案の中で59条がある。11月30日に、ここから拒否できますという期間が12ヶ月から10ヶ月になり、発生するまでに24ヶ月が12ヶ月になったが、その時に、全く私たちは知らなかった。11月30日にそれが決まるということも全く知らないまま、議論が継続されているということに疑念を持っている。田口さんという方もどういうふうに発信されているかわからないが、国民にわかりやすくその11月30日に拒否しますよとか、そういうことは言われなかった。あとはもう決まるのが5月31日ということで、拒否もできないという状況に今至っていると思う。

●大條委員：WHOで決まったら、個々の国家主権も侵害される恐れがあり、個人の基本的な権利も侵されることがあるかもしれないというふうな話だが、国際機関への認識が私と参考人とでは多少違うのかと思う。例えば、国連にしても、世界の平和をと言いながら、拒否権を発動できる国がある。WHOも、国だけの参加ではないが、台湾が参加できないままになっている。国際機関は完全なものではないという認識はある程度皆さん共通しているのではないかと思う。外交というのは交渉であるため、その中で最低限こういうことは守りましょうということは、決めても守られなかったりする。WHOが決めたから、どういう内容で決めるか今予想はできないが、先ほど言った国それぞれの考えで受入れる部分があれば、拒否する部分もある。それが今の200か国近くある主権国家、地球をまとめるルールだという理解をしているが、なぜそこまで仮に国際機関の決定でその後、それぞれの国の個人にまで影響を及ぼすというふうに考えられるのか。合田委員が先ほど世界人権宣言の話をした、国際人権規約という、ちょうど12月10日が世界人権デーだった。その中で決めても守られていない。世界の隅々まで、それが現実。先ほど藤原委員が言っていたように、一般的な知見に反するようなこ

とが起こるといふ危惧をなぜ持たれるのかなという点で、考えを聞きたい。

○参考人：私も国際機関というのは中立で公平な機関だとずっと認識していた。今回そのパンデミック条約とIHRは合意されるということで、WHOの運営資金、お金はどういうふうに寄付がなされているかというところで調べると、大体7割が民間から出している。一番多いのがビルゲイツメリンダ財団で、そして製薬会社などが出している。各国がそれぞれ分担しているところは大体3割ぐらいになっている。それを考えると、利益相反が起こるのではないかなという懸念がある。そして、その発展途上国へワクチンを送るからということで、私たちの税金も強制的に出される。私たちの税金を出して、それをWHOに出すわけだから、WHOが集めたお金を製薬会社に出す。そうすると製薬会社は儲けるという循環、仕組みがあるのではないかな。それが利益相反になっていないかなというところを懸念している。そういう面も含めて、私たち国民に全部透明化してもらい、議論がこういうふうになっているよ、WHOはこういうもので運営されていますよというところも、私たちに透明化するのも民主主義の世の中ではないかと思う。

●白川委員長：確認だが、藤原委員の質問で、英文等の草案とか修正案の翻訳というのが、その陳情者ご本人が和訳したのか、それとも、どこかに出ていたのかという出所を聞いたときに外務省に出ていますという話があったが、私が確認している限りでは、英文は載っているが、公的なところ、外務省から和訳をしているという認識がなかったが、そこは間違いはないか。草案とかその修正案についての概要は出ると思うが、今回懸念されている様々な点についての部分の和訳は自身で行ったのか。

○参考人：外務省や厚労省から、報告されているのを見ている。

●白川委員長：その英文を見たのか。

○参考人：和訳を見た。

●白川委員長：草案を訳したわけではなく、政府間交渉の7項目を見て、これを出したとの認識で良いか。

○参考人：はい。

●藤原委員：公的な機関の和訳に基づいているという認識で良いか。

○参考人：はい。

休憩 午前10時48分／再開 午前10時49分

<意見・討論>

●伊藤委員：本陳情はWHOが進めるパンデミック条約交渉及びIHR改定により、基本的人権や国家主権が奪われる可能性を危惧し、国民への周知と意見の聴取を求める陳情であり、国家主権が脅かされる可能性を追求することは、国防上大変重要なことだと考える。また、先日12月12日に衆議院第1議員会館で開催された第2回超党派WCH議連会合において、議員から、パンデミックの定義は何ですかという質問に、厚労省の職員がパンデミックの定義はありませんと答えた。だが、実際にパンデミックの定義は存在する。国の機関である行政、厚労省職員がそのような認識のもとで、WHOと政府間交渉会議を行うことに、危機感を覚える。来年2024年1月から3月にかけて、第8回、第9回の政府間交渉が予定されていることから、速やかな国民への周知と理解、協議が必要になるため、本陳情は採択で願います。

●河内委員：わかりにくい部分が多いことはよくわかった。情報公開や情報が知りたいという市民の皆様様の気持ちも一定理解できるが、政府間交渉をしている段階であり、正確な判断ができないというところから、この状況で国に意見書を提出することはできないと考えるので、今回の陳情に対しては不採択で願います。

●合田委員：パンデミックの条約締結に向けた努力は、国際社会との連携を強化し、将来の健康危機に効果的に対応するために重要であると考えている。しかし、条約が具体的にどのような形で加盟国に影響を及ぼすかについては、現段階では憶測を交えることなく、具体的かつ透明性のある情報提供は必要だと思う。ただ、陳情にある加盟国の政府の判断が、WHOの勧告に拘束されるとの表現に関しては、現実的にはそのような事態は考えにくく、また保険政策に関する国家主権の侵害となる可能性も低いと考える。国民の周知ということに関して、その重要性は認識するが、意見を聴取する手続きということについては、既にそのような場が設けられていると聞き及んでおり、早期にという表現については、適切な期間と手続きを考慮する必要があると考える。以上の理由から、今回の陳情に関しては、不採択でお願いしたい。

<採決> 賛成少数 不採択

休憩 午前10時48分 / 再開 午前10時49分

◎市民環境部関係

◇議案第61号 新居浜市立女性総合センターの指定管理者の指定について

○安藤男女参画・市民相談課長：<説明>

<質疑> なし

<討論> なし

<採決> 全会一致 原案可決

◇議案第71号 新居浜市公営葬儀条例を廃止する条例の制定について

○高畑環境衛生課長：<説明>

<質疑>

●藤原委員：この1年間で大体何件の利用があったのか。

○高畑環境衛生課長：令和4年度には32件の利用があった。

●大條委員：事前の説明の中で、一般的な質素にこういう葬儀をしたいと言っても、価格的に公営葬儀では中身が少し欠けるものがあるから、最終的には膨らんで30万40万という金額がかかっているの、一般の葬儀社のコースでも大丈夫じゃないですかというような趣旨を聞いたが、一方で必要不必要というのは個人の感覚で難しいが、葬儀に多くの金額をかけられないといった場合に、下止まりするための効果というのが、公営葬儀の制度にあったのではないかという気もする。その相談を受けたことがあると思う。既に制度がなくなったことを知らずに相談に来る方もいるし、なくなったとは聞いたが、やはりお悔やみコーナーの前に葬儀どうしましょうかと相談に来る方もいると思うが、そういう体制についてはどう考えているのか。

○高畑環境衛生課長：現在も大條委員が言ったように電話や来課相談はある。実際に公営葬儀で葬儀社に相談したが、実際の金額がかなりの額を言われたということで、違うんじゃないかという方もいる。今、本市内の公営葬儀取扱業者4社の方々と話して、継続して金額の低いプランを用意していただいております。この条例の議決をもらえれば、民生委員さんであったり自治会長さんであったり、また介護施設の職員さん、病院のワーカーさん、そういった方々がこの公営葬儀という制度をご存知で、それをご案内しているケースが多いと思うため、そちらの団体などの集まりに私の方が参加させていただき、廃止になった経緯とそれに代わる制度を、個々の業者が持っているの、そういったところにご相談くださいということは、周知して参りたいと考えている。

●大條委員：公営葬儀に代わる制度を個々の民間事業者が持っているということだが、具体的にはど

ういう内容なのか。

○高畑環境衛生課長：どの業者のこれというのはなかなか難しいが、例えば今、公営葬儀参加の4業者のうち2業者さんは、金銭的なことで互助会等のシステム、積立という形式をとっているところがある。そこをしていない2社に関しては、事前に相談いただければ、分割等といった形の相談にも乗りますという話を聞いている。また、それぞれの葬儀社が、直葬といって遺体をそのまま火葬場に運ぶ、ただ病院施設から直接火葬場に搬送することできないため、お家または会館で保管して、そのまま祭壇だけがあって、お寺さんと呼ばない、御焼香の方と呼ばない形で火葬場に直接というプランを個々の業者が持っており、今の公営葬儀と同等の金額、9万円ぐらいの金額で、最低限の対応は可能という業者もある。

●大條委員：民業への介入になってはいけませんが、代わる制度が受け皿としてあるという答弁ももらったので、具体的に答えられないのであれば具体的に答えられるように確認をしてもらいたい。加えて窓口で相談に応えられるような体制を。先ほどの、直送なら9万程度でできるというのであれば、それは4社ともそうなのか。それは確約を取っておいてもらいたいし、いや、30万、40万はかかるんですというのであれば、その内容は相談を受ける担当者が頭に入れておくように、そういう体制を希望して聞いたのだが、可能か。

○高畑環境衛生課長：直葬というタイプで確認している2社の金額で説明すると、A社さん直葬、お寺さんなどを呼ばずに、火葬に持ってくるのに29万8,540円からという業者と、そうではなく、それを22万2,000円からという業者がある。ただ、それぞれの業者が使う棺であったりとか、骨壺であったりとか最低限必要な金額の仕入先とか、そういったことが、統一化が難しいということで、一定の金額というのは決定できない。それも一つ廃止の理由にはなったが。この業者であればこういった内容でこれぐらいということをご案内できれば業者の確認を取った上で、ある程度のご相談は可能と思われるが、我々が業者を指名してここにご相談くださいというのは難しいと思う。そのため、今回災害協定を結ばせてもらうこの業者さんとの連携は今後もとっていくため、それぞれの市内業者さんでプランがあるため、予算に合った対応を相談くださいというような形の説明になると思うが、ある程度の情報はこちらの方で把握した上で、適切に相談などをしていきたいと考えている。

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

◇議案第73号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○藤田市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）：<説明>

<質 疑>

●伊藤委員：総務費について、システム委託ということだが、国庫支出金なので国からこのシステムを組む会社っていうのは指定があるのか、それとも市が決定しているのかを教えてください。

○伊藤市民課長：国から指定されているわけではない。現在本市では、戸籍についてはシステムについて委託している業者がある。同じく住民基本台帳についても、いわゆるベンダーに委託しており、各市町村が現在稼動しているシステムの業者が対応することになる。

●伊藤委員：それは市内の業者か、それとも市外の業者か。

○伊藤市民課長：戸籍システム、戸籍附票システムについては、NECソリューションイノベータに、住民基本台帳システムについては、日立システムズに委託している。

●伊藤委員：個人番号なので、引越し先等でも、システム上合致しないといけないと思うが、その辺は連携が取れている状況か。

○伊藤市民課長：今回法改正され、住民票、戸籍附票、マイナンバーカードの関係する一連のシステ

ムについては、連携を行い、円滑な稼働を図るものとなっている。

●大條委員：国が進めている自治体のシステムの標準化についてはどうか。現在決まっていないから、それとは別にシステムの改修をしていくのか。標準化システムが動き出したらと言ってももう、あと2年先の目標のため、既に標準化に向けて動いているわけだが、決定をしていないということで、次の標準化システムができ上がった時に、今回の改修の費用は意味があるのか、全く意味がないのか、そこら辺がよくわからないので教えてほしい。

○伊藤市民課長：国が進めているシステムの標準化については、令和7年目標ということで、2年先の話にはなっている。今回の改正戸籍法については、6月9日に公布され、そこから施行期日が2年以内となっている。国からは令和6年度中を想定しており、そこまでに改修作業をするようにということで、想定が示されて対応することとなっている。

●大條委員：標準化システムに一斉にそろえるための、前段階であることは確かか。

○伊藤市民課長：はい。

●伊藤委員：ふりがなを打つということだが、別にふりがながなくてもそこまで困ることはないと思うが、次の新たなシステム改修が出てくると思うが、それと合わせて改修するということが難しいのか。一回一回何かが出るたびに改修とお金をかけていかないといけないのか。

○伊藤市民課長：現在、氏名に関する戸籍事項は、漢字で保有されており、読み仮名が公証されていない。デジタル化促進のために、ふりがなを特定して法的根拠を与える必要性やニーズが官民間わず高まってきていることから、先ほど話もあった、標準化に向けての整備の一環という意味合いも含めて、今回ふりがな記載ということになっている。

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

◇請願第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●河内委員：現時点では諸課題の整理の状況を見守る必要があることから継続審査をお願いする。

<採 決> 全会一致 継続審査

休憩 午前11時44分／再開 午前11時45分

◎消防関係

◇議案第67号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋予防課長：<説明>

<質 疑> なし

<討 論> なし

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前11時49分／再開 午前11時50分

(2) 委員会提出の意見書について

●白川委員長：「女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた諸課題の検討を速やかに進めるとともにあらゆる形態の差別撤廃に向けた環境整備を求める意見書」について、委員の皆様からいただいた意見を反映した意見書案を作成した。意見書案について、意見はあるか。

- 大條委員：継続となった請願第6号との関係はどうなるのか。
- 白川委員長：この意見書案が提出されれば取り下げる予定と聞いている。
- 大條委員：取り下げの強制力はないのか。
- 白川委員長：強制力はないが、継続審査の中で取り下げる理由もないため、こちらで議会議案として通れば、すべてを包括しているということで取り下げる予定となっている。
- 白川委員長：市民福祉委員会として意見書議案を提出し、12月21日の本会議最終日に本会議に諮る予定である。文言の整理については、委員長に御一任いただくということでよろしいか。
(異議なし)

(3) 市民との意見交換会について

- 白川委員長：次に、市民との意見交換会について協議いただきたい。日程は1月25日木曜日、19時開始で予定している。会場はゆりかごファミリークリニック。参加者が市内の産婦人科の先生が2名、小児科の先生が1名、子育て支援団体、事業者などで構成されるコンソーシアムの方、合計10名程度の予定となっている。テーマはこどもを育てやすいまちづくりということで、このような内容で進めたいと思っている。当日配布する資料等については正副委員長で準備を行う予定だが、委員の役割分担について相談させてもらいたいが、割り振りはどうするか。
- 大條委員：当日は議長公務により欠席となるため、ご了承いただきたい。
- 白川委員長：各委員の役割は委員長一任でよいか。
(異議なし)
- 白川委員長：流れとしては、委員長の趣旨説明の後に、子育て支援事業39メニューの説明、課題の共有を参加者からいただき、次に市の財政状況を資料と併せて説明する、ここは藤原委員にお願いしたい。次にミーティングの進め方の説明については、くじ引で班分けすることを案内し、その後ミーティングに入る。各班の発表は3班を予定しており、各班くじ引で発表者を決定する。班のリーダーは議員、発表者は参加者からとする予定。各班発表後、参加者全員から感想をもらい、最後に総括を仙波委員からお願いする予定としている。そのような割り振りをさせてもらおう。次につなげるため、班から出た意見については、委員会の中でどのように動いていくかも協議しながら進めていきたいと考えているのでよろしく願います。

○ 閉 会 午前11時59分

市民福祉委員会付託案件表

令和5年12月18日

○福祉部関係

議案第59号 新居浜市総合福祉センターの指定管理者の指定について

議案第60号 新居浜市障がい者福祉センターの指定管理者の指定について

議案第69号 新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳出	第3款 民生費	5・19・20
	第4款 衛生費	5・21
第3表	債務負担行為補正 追加	
	総合福祉センター管理委託料	7
	障がい者福祉センター管理委託料	7

議案第74号 令和5年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9~11・30~32

請願第8号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的補助について

陳情第6号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書の提出方について

○市民環境部関係

議案第61号 新居浜市立女性総合センターの指定管理者の指定について

議案第71号 新居浜市公営葬儀条例を廃止する条例の制定について

議案第73号 令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳出	第2款 総務費	5・18
第2表	繰越明許費補正 追加	6
第3表	債務負担行為補正 追加	
	女性総合センター管理委託料	7

(継続審査分)

請願第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出方について

○消防関係

議案第67号 新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について